

御前崎市建設工事競争入札参加者の格付基準

(目的)

- 1 この格付基準は、建設工事競争入札に参加することができる資格を有する者の格付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 2 この格付基準において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 1. 御前崎市内に本店を登録している者：御前崎市内に主たる営業所を有する建設業者。
 2. 御前崎市内に支店又は営業所等を登録している者：御前崎市内に、主たる営業所以外の営業所を有し、かつ御前崎市との契約行為をその営業所に委任している建設業者。
 3. 市外業者：前各号に該当しない建設業者

(入札参加資格の審査)

- 3 入札参加資格の審査は、建設工事入札参加資格審査申請書等に基づき、総合数値を算定することにより行うものとする。

(総合数値の算定方法)

- 4 総合数値は、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項別表第一に基づく建設工事の種類ごとに算定するものとし、法第27条の23に規定する経営等級の格付は、経営事項審査総合評定値に工事实績等を勘案して定める。

1. 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、水道施設工事の総合点数
総合点数 = A 経営事項審査総合評定値 + B + C + D + E + F + G + H - I
 - B 工事成績による評点
 - C 優良建設工事表彰による評点
 - D 災害応急対策に関する評点
 - E 監理技術者数に関する評点
 - F 次世代育成支援に関する評点
 - G 環境負荷の軽減に関する評点
 - H 地域防災に関する評点
 - I 参加停止措置等を受けた場合の減点

詳細については別紙1参照

(等級の格付の基準)

5 等級の格付は、次に掲げる基準に基づき行うものとする。ただし、土木一式工事及び建築一式工事にあつては、総合点数が格付基準を満たす者であっても、別に等級ごとに定める技術職員数の基準を満たしていない場合は、1等級下位に格付けするものとする。

(1) 等級

土木一式工事 : A、B、Cの3等級

建築一式工事 : A、B、Cの3等級

電気工事 : A、Bの2等級

水道施設工事 : A、Bの2等級

等級	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	水道施設工事
A	920点以上	920点以上	800点以上	650点以上
B	840点以上 920点未満	840点以上 920点未満	800点未満	650点未満
C	840点未満	840点未満		

(2) 前項の格付は、御前崎市内に本店又は支店若しくは営業所等を登録している者について行うものとする。ただし、市外業者については、必要に応じて行うことができるものとする。

別紙 1

等級別技術職員数基準

等級	工 種	
	土木一式	建築一式
A	3人以上	2人以上
B	2人以上	1人以上
C	—	—

上表における人数は、前年の12月31日時点における1級技術職員数とする。

なお、1級技術職員とは、建設業法第15条第2号イに規定する1級国家資格を有する者又は同号ハの規定によりこれと同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認定した者をいう。

評点の基準

B：工事成績による評点

請負金額が500万円以上の工事について、それぞれの工種ごとに次の式により算定した合計点数に応じ、表1に掲げる工事成績等の評点。

合計点数 = $\Sigma \{ (\text{工事成績} - 65) \times \text{請負代金額} / 100 \text{万円 (小数点以下切り捨て)} \}$

合計点数：過去2か年度分の合計

表 1

各工種共通	
合計点	評点
3,000以上	45
2500以上 3000未満	40
2000以上 2500未満	35
1500以上 2000未満	30
1000以上 1500未満	25
500以上 1000未満	20
250以上 500未満	15
100以上 250未満	10
1以上 100未満	5
0	0
0未満	-25

C 優良建設工事表彰による評点

過去2か年度に優良建設工事の表彰を受けた場合に加点 1回×20点
(各年度で複数の工事が対象になっても1回とする。)

D 災害応急対策に関する評点

御前崎市と防災協定を締結している業者に10点加点する。

さらに、協定を締結している建設業者のうち、前年の12月31日時点において、次に掲げる建設機械を保有(長期リースを含む)し、かつ協定書に基づき御前崎市へその保有する建設機械の報告を行った場合に対し、1台につき1点加点する。なお加点は、最大10点とする。

対象建設機械：トラクターショベル、バックホウ、ブルドーザー、ダンプトラック、クレーン付トラック(2.9t吊以上)、発電機(定格出力35kVA以上)、高所作業車

E 監理技術者数に関する評点

前年の12月31日時点において、各工種の監理技術者になり得る監理技術者1人につき2点加点する。なお加点は、最大20点とする。この加点は、御前崎市に本店を登録している者のみとする。ただし、市内に支店又は営業所等を登録している者で、その営業所に、過去2年以上常時勤務している監理技術者が確認できた場合は、加点できることとする。

F 次世代育成支援に関する評点

静岡県次世代育成支援企業認証取得業者に対し10点加点する。

G 環境負荷の軽減に関する評点

エコアクション21認証取得業者に対し10点加点する。

H 地域防災に関する評点

御前崎市の消防団協力事業所認定取得業者に対し10点加点する。

I 入札参加停止措置等を受けた場合の減点

過去2か年度間に入札参加停止等の処分を受けた場合に減点する。

(1) 注意

1-1	口頭	30点
1-2	文書	40点

(2) 入札参加停止

2-1	1か月以内	50点
2-2	1か月を超え3か月以内	100点

2-3	3か月を超え6か月以内	150点
2-4	6か月を超え12か月以内	200点
2-5	12か月を超える	500点